

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3331号)

令和8年4月2日

横情審答申第3331号

令和8年4月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和7年1月24日市市情第1447号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市役所の責任職が「職員の親族を呼び出す基準」がわかる資料」の
不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市役所の責任職が「職員の親族を呼び出す基準」がわかる資料」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年11月6日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

市民局市民情報課において実施機関の全部署に照会した結果、保有部署は存在せず、該当する文書を保有していないことから、本件審査請求文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部又は一部を開示するよう求める。
- (2) 不開示決定通知書に記載のある「職員の親族を呼び出す基準」が作成され適切な運用がされていない場合、「職員の親族を呼び出す」という行為は、パワーハラスメントを含めた法令違反に該当する可能性がある。
- (3) 審査請求人は、特定個人のパワーハラスメントにより疲弊し、職場で二度にわたりけいれん発作を起こし倒れた。その件について、特定個人は審査請求人への事前の相談や同意を得ることなく、審査請求人の親族を横浜に呼び出し、対応を求めた。
- (4) 横浜市役所全体で再度十分に確認するよう要請する。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、横浜市役所の責任職が「職員の親族を呼び出す基準」が分かる文書と解される。

(2) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 対象文書の存否につき、実施機関の全ての部署に照会した結果、本件審査請求文書を保有する部署は存在しなかった。

(イ) 職員の安否確認等の理由で緊急連絡の必要がある場合は、職員の親族等に連絡することがあると考えられるが、職員の親族等に連絡する基準及びその基準に関する文書、資料等は見当たらない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 1 月 2 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 2 月 2 8 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 7 年 3 月 4 日	・審査請求人から主張書面（追加）を受理
令和 7 年 3 月 1 0 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 8 年 2 月 5 日 (第51回第四部会)	・審議
令和 8 年 3 月 5 日 (第52回第四部会)	・審議